

徳島県土地利用対策会議設置規程

(昭和48年 7 月 24 日 徳島県訓令第14号)

(設置)

第1条 土地取引の規制その他土地利用の調整及び開発行為に関する諸問題について、総合的に調査審議を行うため、徳島県土地利用対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置に関すること。
- 二 土地利用の指導に関する要綱等の実施に関すること。
- 三 その他土地利用対策上必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 県土整備部長（本庁県土整備部の長をいう。以下同じ）
- 二 別表に掲げる課の長
- 三 別表に掲げる課の職員で知事が指定するもの
- 四 その他知事が指定する職員

(主宰)

第4条 対策会議は、県土整備部長が主宰する。ただし、県土整備部長に事故があるとき、又は県土整備部長が欠けたときは、県土整備部用地対策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、毎月 1 回定例的に開催する。ただし、必要があるときは、その都度開催することができる。

- 2 対策会議は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係市町村の職員その他の関係者に対し、意見の開陳、説明、資料の提出等を求めることができる。

(調査班)

第6条 対策会議に調査班を置く。

- 2 調査班は、第3条第3号に掲げる職員で知事が指定する者をもって構成する。
- 3 調査班員は、対策会議を主宰する者（以下「主宰者」という。）の指示を受け、第2条第2号に掲げる対策会議の任務を補佐する。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、県土整備部用地対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、主宰者が対策会議に諮って定める。

(第 3 条関係)
別 表

部	課
危機管理部	消防保安課 消費者くらし安全局安全衛生課
政策創造部	地方創生局市町村課
経営戦略部	管財課
県民環境部	環境首都課 環境指導課 環境管理課
商工労働観光部	企業支援課 観光政策課
農林水産部	林業戦略課 水産振興課 農林水産基盤整備局農山漁村振興課 農林水産基盤整備局生産基盤課 農林水産基盤整備局森林整備課
県土整備部	用地対策課 道路整備課 都市計画課 河川整備課 砂防防災課 運輸政策課